

河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)

2016(平成28)年3月

河 内 長 野 市

2016（平成28）年3月 改訂版策定
2018（平成30）年3月 一部改訂

目 次

はじめに	1
第1章 河内長野市における人権尊重の基本理念と基本的視点	2
第1節 人権施策の基本理念	3
第2節 人権施策の基本的視点	3
第3節 人権施策推進プランの改訂	4
第2章 河内長野市における人権尊重への取り組み課題	5
第1節 男女共同参画社会の実現にむけて	5
第2節 子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて	6
第3節 生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて	7
第4節 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて	9
第5節 同和問題の解決にむけて	10
第6節 外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて	11
第7節 さまざまな人権課題の解決にむけて	12
第3章 河内長野市における人権尊重への基本行動計画	15
第1節 人権教育・啓発の推進	15
第2節 指導者の養成	16
第3節 市民や企業等の主体的な活動の支援	16
第4節 情報の収集・提供機能の充実	17
第5節 相談体制の整備とネットワークの構築	17
第4章 行動計画の推進と進行管理	18
第1節 行動計画推進の体制	18
第2節 目標指標の設定とP D C Aサイクルによる進行管理	18
(参考資料)	20
1：人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表	20
2：河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例	22
3：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（法律第147号）	22
4：人権教育基本方針	24
5：用語解説	27

はじめに

本市は、平成 8 年 6 月 20 日に世界人権宣言(*1)及び日本国憲法の理念に基づいた「人間尊厳の確立」のため、市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとやさしさに満ちた、人権が尊ばれる心豊かな河内長野市を築いていくため、基本的人権の大切さを認識し、人間平等の社会的基盤の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、河内長野市を「人権擁護都市」とすることを宣言し、これを決議しました。また、平成 13 年 3 月には、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づき、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めるため、「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、「思いやりとぬくもりのある、共生共感のまちづくり」を進めてきました。人権とは、誰もが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるために、なくてはならない最も基本的な権利だと言えます。21 世紀は人権の世紀とうたわれており、また同時に協働の時代です。人権尊重の取り組みにおいても、市民と行政が一体となって取り組むことが大切です。

のことから、人権施策を総合的に推進するために同条例により設置した「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」において議論を重ねていただき、審議会の答申をもとに「河内長野市人権施策基本方針」を平成 18 年 9 月に策定し、この基本方針に基づいて人権施策を着実に実現するために、平成 20 年 7 月「河内長野市人権施策推進プラン」を策定し、各事業に取り組んできました。

しかし、近年の人権を取り巻く状況は、子どもや高齢者に対する虐待、差別等の人権問題に加え、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害の増加など、複雑多様化しています。また、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動がヘイトスピーチ(*2)として、社会的問題になっています。

今回、平成 28 年度からのまちづくりについて、河内長野市の将来都市像を「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち 河内長野」とする第 5 次総合計画を策定し、まちづくりの方向として基本目標の 1 つに「『育み・学び・思いやり』の質の高いまち」と掲げ、その分野別政策として「一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進」に取り組むこととなりました。

この第 5 次総合計画と同時に「河内長野市人権施策推進プラン」を改訂し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、引き続き人権施策を市民の皆様と協働して積極的に推進してまいります。

真に人権文化が確立された河内長野市の実現にむけ、皆様のご理解とご協力ををお願い致します。

平成 28 年 3 月
河内長野市

第1章 河内長野市における人権尊重の基本理念と基本的視点

21世紀は「人権の世紀」といわれ、人権尊重は世界的な潮流となっています。これは、20世紀における二度の世界大戦の反省から、平和の実現にとって人権の尊重が大切であるという国際的な認識によるものです。このため国際連合（国連）は、昭和23（1948）年の世界人権宣言をはじめ、昭和40（1965）年の「人種差別撤廃条約」採択、昭和41（1966）年の「国際人権規約」（*3）採択、昭和54（1979）年の「女子差別撤廃条約」採択等、国際的な人権規範の整備に積極的に取り組んできました。近年では、「障害者権利条約」や「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。

一方、わが国においては、日本国憲法に定められた基本的人権を具体的に保障するため、法制度の整備などさまざまな取り組みが行なわれてきました。国は、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（*4）を制定し、同法において国及び地方公共団体は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として、人権教育及び人権啓発を実施する責務を有するとされており、また、国民は、人権尊重の精神の涵（かん）養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされています。

この法律を受け、国は、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、近年では、障がい者・高齢者・子どもに対する虐待防止や女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律が制定されるなど、個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

人権尊重や差別根絶に向けての国際的な取り組みは続けられており、わが国としても、引き続きそれに応えていく必要があります。

本市においては、平成8年6月20日に「人権擁護都市」宣言を決議し、平成13年3月の「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」により設置した「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」答申に基づく「河内長野市人権施策基本方針」及び「河内長野市人権施策推進プラン」によりまちづくりに取り組んでまいりましたが、社会・経済状況の変化や法の改正等による人権施策の枠組みの変化等とともに、人権課題も多様化・複雑化してきております。国では「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成23（2011）年に変更し「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が追加されました。また、平成27（2015）年に河内長野市が実施した「人権についての市民意識調査」では、「人

権の尊重と平和意識への高揚」に関して不満と感じている人が 5%ですが、「高齢者」、「子ども」、「障がい者」、「女性」に加えて、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮による拉致問題」等の新しい人権課題への市民の関心が高まっていることが明らかになっています。さらに、特定の民族や国籍の人びとを排斥し、差別意識を生じさせることになりかねないヘイトスピーチが社会的問題となっています。

平成 28 年度からのまちづくりについて、河内長野市第 5 次総合計画において将来都市像を「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち 河内長野」とし、まちづくりの方向として基本目標を「『育み・学び・思いやり』の質の高いまち」と掲げ、その分野別政策として「一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進」に取り組むこととなりました。

今回、平成 20 年度に策定した「河内長野市人権施策推進プラン」を改訂し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現にむけ、「河内長野市人権施策基本方針」に従い、引き続き人権施策を市民の皆様と協働して積極的に推進してまいります。

第 1 節 人権施策の基本理念

本市の人権施策の取り組みへの基本理念については、河内長野市人権施策基本方針から次のとおりとします。

人権施策の基本理念

- 一人ひとり、誰もが尊重されるまちづくり
 - 自分らしく暮らし、自己実現できるまちづくり
 - ともにふれあい、ともに支えあうまちづくり
- } を目標とし、

「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」をめざします。

第 2 節 人権施策の基本的視点

人権施策の基本行動計画を進める視点については、河内長野市人権施策基本方針から次のとおりとします。

- ① 「いのち」の尊さを自覚し、互いの権利と尊厳を尊重することの大切さを理解することで、自己実現を図ることができるようすること。
- ② 多様な文化や価値観を持った人びととふれあう中で、お互いが理解し合い、ともに暮らせる地域社会をめざすようにすること。
- ③ 人権意識の高揚を図るため、人権侵害や差別に気づき、考え、行動する取

り組みを支援するようすること。

- ④市、市民、事業者が連携・協働を通じて、人権に関するさまざまな課題を共有し、人権意識の高揚に役立つようすること。
- ⑤偏見や差別の要因を取り除くため、さまざまな場や機会において啓発活動に取り組むこと。
- ⑥さまざまな課題をかかえた人が、自らの意志で課題の解決ができ、自己実現できるよう支援をすること。
- ⑦人権にかかわる問題が生じた時に、主体的な判断により解決できるよう相談体制の整備・情報の提供に努めること。
- ⑧人権侵害を受けた時、またはそのおそれがある場合などに、迅速かつ適切な保護・救済を受けることができるようすること。

第3節 人権施策推進プランの改訂

現行推進プランの計画期間は平成27年度までとなっています。引き続き「人権意識の高揚を図るための施策」の総合的な推進を図るため、これを改訂し、平成28年度以降の推進計画とします。

1. プランの期間

10年間（平成28年度～平成37年度）

改訂推進プランの期間は、この度の改訂から10年間とし、最終年度を第5次総合計画と同じ平成37年度と定め、人権施策推進の進行管理を実施します。

また、本市における人権施策の実施状況や、市政を取りまく情勢、市民ニーズの変化に対応するため、隨時必要な見直しを行うものとします。

第2章 河内長野市における人権尊重への取り組み課題

人権の課題はさまざまな要因を含んでおり、個別の領域だけでなく複数の領域が連鎖していることがあります。本市では取り組むべき課題と解決への道筋を以下のように考えます。

第1節 男女共同参画社会の実現にむけて

○職場、学校、地域、家庭などで男女共同参画を推進し人びとの多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざします。

【現状】

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、「女子差別撤廃条約」は社会のさまざまな場面における女性差別の禁止を求めていました。また、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」など、男女共同や女性の地位向上のためのさまざまな法律が整備されています。

長年の取り組みにより、男女共同参画は着実に前進してきましたが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題等への対応が求められています。さらに、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女共同参画が十分とはいえない状況を改善するために、「女性活躍推進法」(*5)等の法整備が進められています。また、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力（身体への暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力も含む。）、ストーカー行為など、犯罪となる行為をも含む人権侵害も生じており、「配偶者暴力防止法」(*6)、「ストーカー規制法」(*7)等の法律が整備されています。

【市民意識調査（平成27〈2015〉年実施）の結果から】

「女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問の回答として

- ・痴漢やストーカーなどの性的暴力 ・・・ 52.1%
- ・セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ） ・・・ 50.1%
- ・職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい等）を受けること ・・・ 46.7%
- ・ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力） ・・・ 44.1%

の順に高い割合となっています。

【施策の方向性】

本市では、男女共同参画の推進を主要な施策と位置づけ、その推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、相互の連携協力の下に男女共同参画社会を実現することを目的とした男女共同参画推進条例を平成18年1月1日に施行し、人びとの多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざしています。また、同条例第9条に基づき、平成20年3月に男女共同参画計画(第3期)を策定し男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、計画(第3期)の基本目標に「女性に対する暴力の根絶」を掲げるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく施策の取り組みを推進します。

市民が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、市、市民、事業者が相互に連携、協力し、職場、学校、地域、家庭などそれぞれの場で取り組めるよう啓発、支援を行っていきます。配偶者からの暴力に対しては、ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議を設置し、関係機関との連携を密にしながらDV(*8)の防止及びDV被害者等の支援を行っていきます。

さらに、「女性活躍推進法」に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するための施策に取り組みます。

第2節 子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて

○子どもが人間性・創造性豊かに、健やかに育つ環境づくりをめざします。

【現状】

平成元(1989)年の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利条約」(*9)が採択され、わが国も平成6(1994)年に、この条約を締結しました。また、「児童虐待防止法」(*10)や「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「出会い系サイト規制法」、「子どもの貧困対策法」(*11)、「いじめ防止対策推進法」(*12)など、子どもが安心して健やかに成長できる社会をつくるためのさまざまな法律が整備されています。しかし、社会経済の構造が変化し、家庭や地域における子育て機能の低下に伴って、児童虐待等が深刻な問題となっています。子どもたちのいじめや教師による体罰も依然として大きな問題です。また、親の収入状況によっては十分な教育の機会が得られなくなる等の問題があります。さらに、情報通信技術の急速な発展や、性の商品化等により、子どもが犯罪に巻き込まれたり、いじめ等の被害者や加害者になる事態が生じています。

【市民意識調査（平成 27 年実施）の結果から】

「子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問の回答として

- ・いじめを受けること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77.9%
- ・携帯電話・スマートフォン・SNS(*13)等での仲間はずれや無視があったり、犯罪に巻き込まれたりすること 67.4%
- ・いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること・・・・・・・・ 61.3%
- ・虐待（身体的・心理的・性的・経済的虐待または子育ての放棄等）を受けること・・・・ 60.8%

の順に高い割合となっています。

【施策の方向性】

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子育て中の保護者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの過程を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的とし、「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」を策定しております。同計画に基づき、「①子どもの生きる力の育成」「②子どもの健やかな成長支援」「③家庭における子育ち・親育ちへの支援」「④地域の子育て環境づくり」を基本目標に掲げ、関係機関や市民等の協力も得ながら積極的な取り組みを今後もさらに推進します。

また、相談体制の整備や就業支援など、ひとり親家庭支援の取り組みを推進していきます。

特に重大な人権侵害である児童虐待に対しては、「河内長野市要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関や他の事業との連携を図りながら、要保護児童の実態の把握、見守り方法等具体的な援助方法についての意見交換及び啓発活動を行うなど、発見からサポートにいたる総合的な虐待防止を推進します。

さらに、平成 22 (2010) 年 3 月に行った「河内長野市教育立市宣言」に基づき、人を大切にする人権感覚の豊かな子どもたちを育てるため、豊かな人間性や社会性を育む教育の一層の推進に努めています。なお、いじめに対しては、「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例」等に基づき、学校をはじめ社会が一丸となった対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、いじめや不登校等の不安や悩みを受け止める窓口として、適応指導教室の開設、スクールカウンセラーやハートフルアシスタントの配置を進め、今後も体制整備を図っていきます。

第 3 節 生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

○高齢者が生きがいを持って、個人として尊厳される社会をめざします。

【現状】

わが国では、平均寿命の伸びや少子化等を背景に、高齢化が急速に進行しています。本市においても、市民の総人口に占める65歳以上の割合は30%を超えており、団塊の世代が65歳を迎えたことで高齢化がさらに進んでいます。このような実情を踏まえ、「高齢社会対策基本法」や「高齢者虐待防止法」、「高年齢者雇用安定法」の改正など、豊かな高齢社会を実現するためのさまざまな法律が整備されています。

しかし、養介護施設の従事者等による虐待、あるいは家庭における養護者による虐待など、深刻な人権侵害が生じています。また、高齢者が年齢等を理由に一律に就職や社会参加、賃貸住宅への入居の機会を奪われたり、地域社会や家族関係における高齢者の孤立、高齢者を狙った悪質商法の発生といったさまざまな問題も生じています。

【市民意識調査（平成27〈2015〉年実施）の結果から】

「高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問の回答として

- ・悪徳商法の被害が多いこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 63.4%
- ・働く能力を發揮する機会が少ないと・・・・・・・・ 45.5%
- ・病院での看護や養護施設において劣悪な待遇や虐待を受けること ・・・・ 44.1%
- ・経済的に自立が困難なこと・・・・・・・・・・・・ 42.2%

の順に高い割合となっています。

【施策の方向性】

長寿社会の理想は、誰もができる限り健康で、住み慣れたまちでいきいきとした暮らしを送れることであり、たとえ介護や何らかの支援が必要となっても、地域全体で支えあうことができる社会の創造にあります。本市では第6期河内長野市保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しており、同計画に基づき、「①長寿社会を支える仕組みをつくる」「②健やかで安心できる暮らしを支援する」「③生きがいとふれあいに満ちた暮らしづくりを支援する」を基本理念に掲げ、施策の推進に努めています。

特に重大な人権侵害である高齢者虐待に対しては、地域におけるさまざまな関係者間のネットワークの構築を図り、被虐待高齢者の早期発見、被虐待高齢者と養護者に対する効果的な支援が行える体制づくりを進めます。

認知症等により判断能力が低下した人の保護を図るため、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、適切な相談支援に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進を図り、悪質商法をはじめとした高齢者の犯罪被害防止に努めます。

また、平成 27（2015）年 3 月に「河内長野市高齢者いきいき都市構想」を策定し、超高齢社会に対応したまちづくりを進めており、高齢者が知識や経験などを活かして地域での就労や地域活動などに積極的に参加できるよう支援していきます。

こうした取り組みを引き続き実施していくとともに、高齢者が社会の一員として生き生きと暮らすために、高齢者の人権について考えていくことの大切さを啓発していきます。

第 4 節 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて

○障がい者の人権尊重に取り組み、自己実現を図れるまちづくりをめざします。

【現状】

障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として生活し、お互いを理解し、支えあっていくことができる社会を実現するため、「障害者基本法」や「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」(*14)、「障害者雇用促進法」など、さまざまな法律が整備されています。そして、平成 26（2014）年に、わが国は障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」を締結しました。「障害者差別解消法」では、行政機関等や事業者による障がいを理由とする不当な差別的扱いを禁止するだけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（バリア）を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

障がいのある人にとっては、店舗等における段差や車いすに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活に関わる「制度・慣行的なバリア」、視覚や聴覚等の障がいによる情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」、障がい者への無理解から生じる差別や偏見といった私たちの「心のバリア」など、日常生活又は社会生活を営む上でさまざまなバリアがあります。

【市民意識調査（平成 27〈2015〉年実施）の結果から】

「障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問の回答として

- ・就職・職場で不利な扱いを受けること・・・・・・・・・・・・57.0%
- ・職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること・・・・・・・・43.5%
- ・差別的な言動をされること・・・・・・・・・・・・41.6%
- ・結婚問題で周囲の反対を受けること・・・・・・・・40.7%

の順に高い割合となっています。

【施策の方向性】

本市では、障害者基本法に基づき、障がいのある人の自立および社会参加の支援などのための施策を推進するため、「河内長野市第2次障がい者長期計画」を策定しております。同計画に基づき、「①共に生きる社会」「②障がいのある人の権利擁護」「③自立と社会参加」を基本方針に掲げ障がいのある人の福祉の増進を図っております。

特に重大な人権侵害である障がい者虐待に対しては、障害者虐待防止センターを中心に、その他関係機関と連携して対応しています。

また、障がいのある人の社会参加を促進していくためにユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりを進めています。

さらに、発達障がい児の社会性や自立度の向上を図るため、早期からの個別療育の場の確保など支援事業等の実施に努めるとともに、障がい児や家族への支援の充実や全体的な相談技術の向上を図るため、障がい児にかかる相談支援体制の整備を図ります。

こうした取り組みを引き続き実施していくとともに、障がいのある人もない人も、ともに自立した生活を送ることができるようお互いに理解し合い、支え合う共生社会をつくるために、差別や偏見をなくすための啓発等に取り組んでいきます。

第5節 同和問題の解決にむけて

- 同和問題の解決にむけ、これまでの成果をふまえ、総合的に人権施策を進めます。

【現状】

同和問題（部落問題）とは、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人びとの意識に起因する差別が、さまざまなかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題です。現在もなお、同和地区（被差別部落）の出身という理由でさまざまな差別を受け、基本的人権を侵害されている人びとがいます。

これまで、問題解決のため国や地方自治体はさまざまな取り組みを行ってきましたが、依然として、公共施設等に差別落書きや貼り紙をする、インターネット上に悪質な書き込みをする、就職差別や結婚差別、土地差別につながるおそれのある身元調査・土地調査等を行うといった事例が起きています。

【市民意識調査（平成 27 年実施）の結果から】

「結婚相手を考える際に、気になること（なったこと）はどんなことですか。あなたご自身の結婚の場合と、お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目を選んでください。」という問の回答として「同和地区出身者かどうか」が選択された割合は

- ・自身の結婚の場合・・・17.7%
- ・子どもの結婚の場合・・・19.2%
となっています。

【施策の方向性】

同和問題に関する差別意識の解消にむけて、市民一人ひとりの同和問題についての理解と認識が深まるよう、さまざまな啓発や相談に取り組んでいくとともに、学校教育及び生涯学習を通じて、同和問題の解決にむけた取り組みを推進していきます。また、就職差別をなくすための啓発事業など、国や府と連携した取り組みを行うとともに、企業等と連携した啓発活動などの取り組みを行っていきます。

「同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と記載した同和対策審議会答申や、「部落差別が現存するかぎり、同和行政は積極的に推進されなければならない」との大坂府同和対策審議会答申の基本認識に沿うとともに、部落差別解消推進法(☆1)の趣旨に基づき、同和問題の完全解決を図るための取り組みを継続してまいります。

第 6 節 外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

○外国人とともに生きる異文化理解、多文化共生のまちづくりをめざします。

【現状】

国際的な人的・物的交流の増大と情報通信の発達は、国境を越えた情報交流を活性化させ、国際的な相互依存の関係を深めています。日本においても、外国人と一緒に暮らす社会が現実化しており、外国人との共生は地域社会にとって切り離せない課題になっています。経済のグローバル化・国際化の進展に伴って交流が進む一方、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因し、外国人が日常生活に支障をきたしたり、外国人と日本人の間に誤解やトラブルが生じるといった問題があります。

また、外国人に対する偏見や差別などの人権問題も生じており、特に、日本と朝鮮をめぐる歴史的経緯から、日本において永住者として生活せざるを得なかつたり、その後さまざまな事情により引き続き日本に住み続けている在日韓国・朝鮮人に対する誹謗中傷や差別的事案なども見受けられます。

わが国は、「人種差別撤廃条約」を締結しています。人種、皮膚の色、民族等の違いによるあらゆる差別をなくすための取り組みが必要です。

【市民意識調査（平成 27 年実施）の結果から】

「日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。」という問の回答として

- ・風習や習慣等の違いが受け入れられないこと ······ 43.5%
- ・就職・職場で不利な扱いを受けること ······ 31.6%
- ・アパート等への入居を拒否されること ······ 26.0%
- ・結婚問題で周囲の反対を受けること ······ 22.0%

の順に高い割合となっています。

【施策の方向性】

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる多文化共生社会を築くためには、私たち一人ひとりが、それぞれの文化や生活習慣を尊重し、多様性を受け入れていくことが大切です。そして、外国人を特別な存在としてではなく、地域の担い手、地域社会の一員として一緒に生活できるための環境を整備していく必要があります。

また、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別の解消にむけた取り組みについては、その歴史的経緯や社会的背景について正しく認識するための啓発に努めます。

本市では、国際交流協会を中心とした市民レベルの幅広い事業を展開することにより、国際交流・国際協力の促進を図っていきます。また、在住外国人が安心して生活できるよう、さまざまな相談や情報提供などの生活環境の整備に取り組むとともに、今後増えると予想される来訪外国人との交流や受け入れ体制の充実に取り組みます

今後も、多様な文化や価値観を理解し合い、外国人との対等な関係を築きながら支えあって共に暮らす多文化共生のまちづくりをめざしてまいります。

第7節 さまざまな人権課題の解決にむけて

○H I V (*15) 感染者、ハンセン病 (*16) や結核等の感染症患者や回復者の人権、インターネットを悪用した人権侵害の問題、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスの人権、犯罪被害者やその家族の人権、アイヌの人々の人権、性的マイノリティ (L G B T) (*17) の人権など、さまざまな人権課題が正しく理解され、人権が尊重されるよう解決に努めます。

【現状】

H I V やハンセン病などの感染症患者や回復者については、病気に関しての正しい理解が不足していることにより、偏見や差別意識が生まれ、人権問題が

生じています。

インターネットを悪用した人権侵害については、他人への誹謗中傷や差別的書き込みが行われることが大きな問題になっています。

北朝鮮当局による拉致問題は、わが国の喫緊の国民的課題であり、関心と認識を深める取り組みがなされています。

生活困窮者や、依然として社会問題となっているホームレスについては、自立支援のための法律が整備されています。

犯罪被害者やその家族に対する、マスメディアによる行き過ぎた取材、報道のあり方などについて、社会的関心が高まっており、適切な方策を講じることが課題になっています。

アイヌの人々への差別などの課題とともに、性同一性障害や同性愛などの性的マイノリティ（L G B T）への偏見や差別など人権課題が広がりつつあります。

さらに、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動であるヘイトスピーチが被差別マイノリティの人びとにも向けられるなど、人びとに不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることから、ヘイトスピーチへの対処が課題となっています。

多様化する現代社会においては、さまざまな人権課題や今後生じる新たな人権課題について、状況に応じた取り組みが求められます。

【市民意識調査（平成 27 〈2015〉 年実施）の結果から】

「関心のある人権課題」についての問の回答として

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| ・ インターネットによる人権侵害 … 32.4% | ・ ホームレス … … … 10.0% |
| ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 … 25.7% | ・ 性的マイノリティ … 8.9% |
| ・ 犯罪被害者等 … … … 18.4% | ・ H I V 感染者等 … … 6.6% |
| ・ ヘイトスピーチ … … … 14.4% | ・ ハンセン病患者・回復者等 … 6.3% |
| ・ 刑を終えて出所した人 … … 10.3% | ・ アイヌの人々 … … 3.5% |

となっています。

【施策の方向性】

H I V やハンセン病などの感染症患者や回復者の人権については、患者や家族に対する偏見と差別をなくし、正しい理解と認識を深める必要があり、あらゆる機会を通じて教育や啓発の推進に努めます。

インターネットを悪用した人権侵害には、「プロバイダー責任法」(*18)の遵守などにより適切に対応します。また、インターネットの利用において他者の人権に配慮するとともに、ルールやマナーを守ることなどの啓発に努めます。

北朝鮮当局による拉致問題については、国や大阪府と連携しながら啓発に努

めます。

生活困窮者やホームレスの自立支援については、平成27年度から施行された「生活困窮者自立支援法」(*19)などに基づく取り組みを進めます。

犯罪被害者やその家族、アイヌの人々の人権については、正しい理解と認識を深める必要があり、偏見にとらわれた見方をされないよう啓発に努めます。

性同一性障害や同性愛などの性的マイノリティ（L G B T）の人びとについては、正しい理解と認識を深め、偏見や差別の解消をめざした自治体として取り組みうる社会への対応や啓発に努めます。

ヘイトスピーチは、一人ひとりの人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことであり、ヘイトスピーチ解消法(☆2)の趣旨に基づき、国・府等と連携した啓発を進めてまいります。

さまざまな人権課題について、人権尊重の視点から議論を深め、偏見と差別をなくすためにあらゆる機会を通じて教育や啓発の推進に努めます。

人権問題は複合的に絡み合う場合もあることから、今後生じる新たな人権問題についても、市民一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権課題の解決にむけて取り組んでまいります。

第3章 河内長野市における人権尊重への基本行動計画

改訂プランの推進に関する基本行動を進めるに際しては、次の3つの点に特に留意することとします。

①新たな人権問題に対応する

新たな人権問題や国の立法措置(障害者差別解消法、いじめ防止対策推進法など)に適切に対応し人権施策の推進に努める。

②人権教育のさらなる充実

複雑・複合化する人権課題への対処や新たな人権課題を学習できるよう、人権教育や研修の内容を工夫・充実する。

③人権情報の効果的な提供

受け手のニーズを把握し、情報通信技術を活用し効果的な情報提供ができるよう工夫する。

上記の点をふまえ、取り組むべき各人権課題について次のとおり人権施策を推し進めます。

第1節 人権教育・啓発の推進

本市における人権教育、人権啓発は、人権教育基本方針及び同和教育基本方針などに基づいて、以下の柱に沿って進めます。

1：幼児期及び学校教育における人権教育・啓発の推進

幼児期及び学校教育においては、生命の尊さや人間として基本的に守らなければならないルールに気づかせ、思いやりの気持ちを育み、お互いを大切にする態度と人格の形成をめざして生涯学習の基礎となる力を育む人権教育・啓発に取り組みます。

- ①幼児期から心豊かに育つため人格形成を基本とする養育をします。
- ②感性をより豊かに育むとともに、個性を認め合い、自分と他者の両方を尊重する意識を育みます。
- ③各学校において発達段階に応じ、さまざまな人権教育・啓発の推進を図ります。
- ④家庭や地域の連携を深め、一体の人権教育・啓発を進めます。

2：生涯学習としての人権教育・啓発の推進

一人ひとりが生活の中で人権について深い理解を示し、人権を尊重する態

度で行動するように、市民が人権意識を日常生活に浸透するような取り組みをします。

- ①生涯学習の視点で、市民との連携・協働により、さまざまな場における人権についての学習機会の充実に努めます。
- ②知識習得型学習・参加型学習により人権に関する知識が態度や行動に結びつくように、機会の提供、学習資料の充実を図ります。

3：市職員に対する人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会の実現にむけ、職員に対する研修を実施し、人権尊重の態度や行動を身につけるよう努めます。

- ①常に人権尊重の視点をもって職務を遂行するように研修の充実を図ります。
- ②人権施策推進本部を活用し、全庁的に職員の人権意識を高揚します。

第2節 指導者の養成

1：地域での市民の自主的・自発的活動

市民が日頃から、普段のできごとを人権という視点で見直し、地域のさまざまな課題について、自主的・自発的に考え、解決に取り組むことを支援します。

- ①ボランティア団体などとの連携を深め、人権問題に携わるリーダー養成に取り組みます。
- ②各種団体などにおける指導者の養成にむけた自主的・主体的な取り組みを支援します。

第3節 市民や企業等の主体的な活動の支援

1：自治・人権意識を高揚させた地域コミュニティの形成

多様な文化や価値観を大切にする豊かな人権文化を創造するため、市民の自主的・主体的な取り組みを通じて、さまざまな人びとが交流し相互理解できる活動を支援します。

- ①生涯学習の場や機会の確保、整備を図ります。
- ②市民の交流・相互理解のための自主的・主体的な活動を支援します。

2：団体等における人権教育・啓発の推進

市民団体・企業が実施する人権教育・啓発活動の内容充実を図ります。

- ①市民団体が実施する地域に根ざした人権意識豊かなひとづくりを目的とし

- た活動を支援します。
- ②企業における社員に対する人権教育・啓発の充実を図ることを支援します。
- ③市、市民団体、企業の連携強化を図ります。

第4節 情報の収集・提供機能の充実

1：市民の状況把握と対応

人権教育・啓発は、学校・行政のみならず地域、家庭、企業、NPO(*20)などさまざまな主体により、対象者やニーズに応じてさまざまな機会で実施されています。今後も人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実を図ります。

- ①実施団体に対しての人権教育・啓発についての知識、手法や講師、教材活動事例などの情報提供をします。
- ②市民に対して、各種の相談機関や公的支援制度、NPOの活動など、人権に関するさまざまな支援情報を提供します。
- ③各種の相談を通じて市民の状況を的確に把握し、適切な対応を図ります。

第5節 相談体制の整備とネットワークの構築

1：人権相談体制の整備と拡充

人権にかかわる困りごとや悩みがある時、市民が適切な助言や指導を受けることができるよう人権相談体制の充実を図ります。複雑化、多様化する人権課題について、相談が解決や救済、保護につながるよう、助言や専門機関、NPOの紹介、情報提供等を行うとともに国・府など関係機関との連携や庁内相談事業相互の連携強化により、取り組みを進めてまいります。

- ①各分野別人権相談窓口の拡充を図り、解決のための助言や専門機関の紹介など、人権を救済、保護するために相談機能の充実に努めます。また、必要な情報提供の充実に努めます。
- ②相談員等の資質向上や各種相談に関する情報提供の充実を図ります。
- ③外国語や手話通訳等、相談者が必要とする言語での対応の充実に努めます。

第4章 行動計画の推進と進行管理

第1節 行動計画推進の体制

1：府内における推進体制

人権施策を総合的に推進していくには横断的な取り組み・連携が重要であり、各部局が協力しながら施策を推進していかなければなりません。したがって、府内の横断的な組織である人権施策推進本部などの積極的な活用により、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

また、市が行うすべての業務は何らかの形で人権と関わりがあるため、職員の人権意識の向上は不可欠です。人権の視点に立って業務に取り組む姿勢を育むため、体系的な人権研修等を実施します。

2：国、大阪府、近隣自治体との連携体制

人権施策を効果的に推進するとともに、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国及び大阪府並びに近隣自治体と有機的な連携を構築します。また、国、大阪府に対して、制度・財政面での適切な取り組みを求めます。

3：市民等との連携

人権施策を効果的に推進していくためには、市民、関係団体、事業者などの協働による連携した取り組みが重要です。

今後、複雑・多様化する人権課題を解決するためには、市と市民等との橋渡し的な役割を担うなど自主・自立性を持って、人権尊重のまちづくりに幅広く積極的に取り組んでいる河内長野市人権協会などの関係機関と情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制を強化します。

第2節 目標指標の設定とP D C Aサイクルによる進行管理

1：目標指標の設定

本プランを推進するため、「第2章 河内長野市における人権尊重への取り組み課題」の各課題について目標指標を設定することとします。

(別紙)「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標」

2：P D C Aサイクルによる進行管理

目標指標に基づく施策の達成状況の確認を行うとともに、P D C Aサイクルに基づく進行管理により、関連する施策や事業の実施状況などを確認しながら効果的・効率的な施策の推進に努めます。

なお、社会情勢の変化等に対応して隨時必要な見直しを行うこととします。

(別紙)「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標」

○全体目標

項目(目標指標)	現状値(H27)	中間値(H32)	目標値(H37)
「人権の尊重と平和意識の高揚」に関する市民満足度 ※満足度を上げる	7.2%	9.0%	10.0%

○人権尊重への各取り組み課題に関する目標指標

□男女共同参画社会の実現にむけて

項目(目標指標)	現状値(H27)	中間値(H32)	目標値(H37)
市が設置する審議会等への女性の参画率	29.5%	35.0%	40.0%

□子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて

項目(目標指標)	現状値(H27)	中間値(H32)	目標値(H37)
児童虐待見守り件数	283件	245件	205件

□生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

項目(目標指標)	現状値(H27)	中間値(H32)	目標値(H37)
成年後見制度等利用相談件数	60件	80件	100件

□障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて

項目(目標指標)	現状値(H27)	中間値(H32)	目標値(H37)
就労継続支援事業所の平均工賃	12,110円	15,000円	17,000円

□同和問題の解決にむけて

項目(目標指標)	現状値(H27)	中間値(H32)	目標値(H37)
同和問題に関する講座等の参加者数	230人	1,500人 (累計)	3,000人 (累計)

□外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

項目(目標指標)	現状値(H27)	中間値(H32)	目標値(H37)
国際交流活動参加者数	5,627人	5,800人	6,000人

□さまざまな人権課題の解決にむけて

項目(目標指標)	現状値(H27)	中間値(H32)	目標値(H37)
人権・平和意識啓発事業への参加者数	1,196人	1,250人	1,300人

(参考資料)

1：人権にかかわる主な条約、法律等に関する年表

<世界>

昭和 23 年（1948 年）：「世界人権宣言」

昭和 40 年（1965 年）：「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」
(*21)

昭和 41 年（1966 年）：「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」
「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（両方を
あわせて通称「国際人権規約」）

昭和 54 年（1979 年）：「女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃に関する条
約（「女子差別撤廃条約」）」

平成 元年（1989 年）：「児童の権利に関する条約（「子どもの権利条約」）」

平成 7～16 年（1995～2004 年）：「人権教育のための国連 10 年行動計画」(*22)

平成 16 年（2004 年）：「人権教育のための世界計画」

平成 17 年（2005 年）1 月～：「人権教育のための世界プログラム」

平成 19 年（2007 年）：「国連障害者の権利条約」

<国内>

昭和 21 年（1946 年）：「日本国憲法」

昭和 40 年（1965 年）：「同和対策審議会答申」

昭和 44 年（1969 年）：「同和対策事業特別措置法」

昭和 57 年（1982 年）：「地域改善対策特別措置法」

昭和 62 年（1987 年）：「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置
に関する法律」

平成 8 年（1996 年）：「人権擁護施策推進法」

平成 11 年（1999 年）：「男女共同参画社会基本法」

平成 12 年（2000 年）：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

「ストーカー規制法」

「児童虐待防止法」

平成 13 年（2001 年）：「配偶者暴力防止法」

平成 17 年（2005 年）：「個人情報の保護に関する法律」(*23)

平成 21 年（2009 年）：「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(*24)

平成 25 年（2013 年）：「いじめ防止対策推進法」

「障害者差別解消法」

「子どもの貧困対策法」
「生活困窮者自立支援法」

平成 27 年（2015 年）：「女性活躍推進法」

平成 28 年（2016 年）：「部落差別解消推進法」
「ヘイトスピーチ解消法」

＜大阪府＞

昭和 60 年（1985 年）：「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例（部落差別調査等規制等条例）」

平成 9 年（1997 年）：「人権教育のための国連 10 年大阪府行動計画」

平成 10 年（1998 年）：「大阪府人権尊重の社会づくり条例」

平成 11 年（1999 年）：「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」

平成 13 年（2001 年）：「おおさか男女共同参画プラン」
「大阪府人権施策推進基本方針」

平成 14 年（2002 年）：「大阪府男女共同参画推進条例」

「大阪府在日外国人施策に関する指針」

「大阪府人権保育基本方針」

平成 17 年（2005 年）：「大阪府人権教育推進計画」

平成 27 年（2015 年）：「大阪府人権教育推進計画（改定）」

＜河内長野市＞

昭和 49 年（1974 年）：「河内長野市同和教育基本方針」

平成 11 年（1999 年）：「河内長野市同和行政基本方針」

平成 12 年（2000 年）：「人権教育のための国連 10 年河内長野市行動計画」

平成 13 年（2001 年）：「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」

平成 15 年（2003 年）：「河内長野市人権教育基本方針」

平成 18 年（2006 年）：「河内長野市男女共同参画推進条例」

平成 18 年（2006 年）：「河内長野市人権施策基本方針」

平成 20 年（2008 年）：「河内長野市人権施策推進プラン」

平成 21 年（2009 年）：「河内長野市人権保育基本方針」

平成 22 年（2010 年）：「河内長野市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱」

平成 22 年（2010 年）：「河内長野市各種相談事業推進会議設置規程」

平成 27 年（2015 年）：「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例」

平成 28 年（2016 年）：「河内長野市人権施策推進プラン（改訂版）」

2：河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、全ての人間が基本的人権を享有し、尊重されることを基本理念とする世界人権宣言及び日本国憲法の下において、あらゆる人権侵害をゆるさず人間尊厳の確立のため市民一人ひとりが力をあわせ、思いやりとぬくもりのある、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざすことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な人権啓発に関する施策を推進するとともに、市民の人権意識の普及・高揚に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、互いに基本的人権を尊重し、人権意識の普及・高揚をめざす人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(体制の充実)

第4条 市は、基本的人権を尊重した明るく住み良いまちづくりを推進するため、市民との協働及び国、大阪府、人権啓発関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 この条例の目的を達成するため、河内長野市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公布日：平成13年3月28日

3：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（法律第147号）

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条、又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この

法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

公布日：平成12年12月6日

4：人権教育基本方針

河内長野市人権教育基本方針

世界人権宣言（1948年）は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と人権の大切さを宣言し、また、日本国憲法も、「基本的人権を保障し、人種、信条、性別、社会的身分または門地によって差別されない」ことを明記し、そのための条件・環境づくりに取り組んでいる。

人権という普遍文化の創造、人権が尊重される社会の実現は、すべての人びとの願いであり、人権は、すべての人びとが、人として、いきいきと生活する上で不可欠のものである。

人権がすべての人びとに保障されるためには、一人ひとりが自分自身をかけがえのない存在として大切に思うと同時に、他のすべての人を尊い存在として受け入れることが何よりも重要である。

本市では、平成13年に「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権が尊ばれる心豊かなまちづくりの実現をめざし、人権に関わるさまざまな取り組みをおこなっているところである。しかしながら、国際化や情報化、少子高齢化の進展、さらには環境問題など、社会の急激な変化に伴う新たな人権に関わる課題も浮上する状況において、人権教育のさらなる深化が必要とされている。そのためには、世界の人権教育の潮流や人権に関する国際的な条約に学びながら、人権文化の創造のための先駆的な役割を果たしてきた同和教育の成果を、人権に関するあらゆる問題の解決に生かしていくことが必要であり、さらに、さまざまな人権問題を解消するためには、国際的に発展してきた系統的・継続的な学習の観点や手法を取り入れ、民間団体とも協力して、人権教育の一層の浸透を図りながら、学校教育や社会教育のあ

らゆる活動の場を通して、人権文化を構築する主体者づくりをめざすことが重要である。

河内長野市教育委員会は、こうしたことを踏まえ、教育の主体性を保ちつつも、学校教育と社会教育の融合を図りながら、人権教育の積極的な推進をめざすための基本方針を次のとおり定める。

1. 豊かな人権感覚を持つ人間の育成をめざす人権教育

人権および人権問題に関する正しい理解と認識を深め、自己の課題として人権問題の解決に取り組むとともに、豊かな人権感覚と実践力を持った主体性のある人間の育成をめざして、教育のあらゆる場面において、人権教育を推進する。

2. 人ととのつながりを豊かにする人権教育

社会の変化に伴い、人権に係わるさまざまな諸課題が新たに生まれるであろう現実を認識し、すべての人びとの自立、自己実現とともに、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。

3. 地域社会のつながりを深め生涯学習の基礎となる人権教育

市民一人ひとりが主体的に、諸活動を通じて、人権および人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化・習慣・価値観などを尊重し合う豊かな地域社会、ふるさとづくりをめざした人権教育を推進する。

4. 人権教育を推進する人材の育成

人権教育を推進するため、人権に関する深い知識とそれに基づく実践力を身につけた人材の育成を図るとともにその活用に努める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性・自立性を基本に据えながら、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関および諸団体との役割を分担しつつ、横断的総合的に推進しなければならない。

平成15年11月1日

河内長野市同和教育基本方針

昭和49年3月29日制定

日本国憲法は、生命、自由および幸福追求に対する国民の権利を尊重し、さらに、すべての国民は、法のもとに平等であることを保障している。

しかし、今なお日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造にもとづく差別により、基本的人権が完全に保障されておらず、経済的、社会

的、文化的に低位な状態におかれている国民がいる。

これらの問題は、民主主義がいまだに徹底していないことにもとづくものである。これを解決するには、すべての市民が国民的課題として取り組まなければならない。そのために、国および地方公共団体の責務として、差別の実態を科学的にとらえ、積極的に差別からの解放に努めねばならない。本市においては、このことを強く認識し、市および市民の共通の責任において、本問題解決のため、本市同和教育基本を定め、より強力にその推進をはかることを決意するものである。

1. 日本国憲法、教育基本法の精神にのっとり、同和対策審議会答申の趣旨にもとづいて、人権尊重の精神に徹し、差別の実態を正しく把握して、不合理な部落差別をなくする科学的認識を育て、実践力を身につけた民主的な人間の育成を期する。
2. 部落差別を含む、すべての差別をなくするために、市内のすべての学校園ならびに地域社会において、同和教育を推進し、すべての人々が部落問題を正しく認識し、この国民的課題をみずから課題として解決にあたるように努める。
3. 日常の家庭生活において、民主的な家庭関係を確立するとともに、特に子どもの教育において、基本的人権の尊重の精神を具現し、差別を見ぬく力を育てる。
4. 日常の学校教育の実践において、人間の尊厳を体得させ差別を許さぬ人間を育成するとともに、すべての児童、生徒の可能性を最大限に伸ばし得るよう、教育諸条件の整備をはかり、教育の機会均等と進路の保障に努める。
5. 日常の市民生活を通して、あらゆる差別の実態を明らかにし、その打破に努めるよう、青年、成人を対象とする学級講座、集会などにおいて社会同和教育の研修を積極的に進める。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性をたもち、学校教育、社会教育および家庭教育の連けいをはかるとともに、関係諸機関および諸団体との連けいをいっそう密にして、総合的に推進する。

5：用語解説

(*1) 世界人権宣言 P.1

昭和 23 年(1948 年)12 月国際連合第 3 回総会で採択されました。

前文と 30 の条文からなり、第 1 条では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である。」と述べられています。人権を確立することが世界の恒久平和への道であるという基本精神に立ったものです。いかなる差別もなくし、全世界のあらゆる場所において、すべての人びとが享有すべき人権と基本的自由を定めています。

(*2) ヘイトスピーチ P.1

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。

(*3) 国際人権規約 P.2

法的拘束力のない宣言に対し、拘束力をもつ条約として生まれ、わが国においては、昭和 54 年(1979 年)9 月に発効しました。「民族の自決権」「内外の平等」「男女の平等」を基本とした社会権規約(A 規約)と「居住、移転の自由」「児童の権利」などを含む自由権規約(B 規約)および選択議定書から成り立っています。

(*4) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 P.2

この法律においては、人権教育を人権に満ちた社会を創造することを目標とする教育活動で、人権啓発を国民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する国民の理解を深めることを目的とする啓発研修、講演、映画、ワークショップ等定義されています。

(*5) 女性活躍推進法 P.5

平成 27 年(2015 年)8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)」(女性活躍推進法)が成立しました。

豊かで活力ある社会の実現を図るために、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍することが一層重要なことから、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供と活用」「職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備」「本人の意思が尊重されるべきこと」を基本原則に、女性の職業生活の活躍を推進するため、国・地方公共団体・事業主の責務が定められています。

(*6) 配偶者暴力防止法 P.5

平成 13 年(2001 年)10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が施行されました。配偶者からの暴力を犯罪と位置づけ、被害者を保護する法律です。保護命令には、暴力をふるう配偶者が被害者に近づくことを禁じる接近禁止命令と、加害者を一定期間立ち退かせる退去命令があります。

平成 16 年(2004 年)2 月に改正法が施行され、「配偶者からの暴力」の定義を身体に対する暴力同様、精神的暴力・性的暴力も対象となるように拡大するとともに、配偶者に限った保護の対象を離婚した元配偶者と子どもに、また退去命令期間も 2 ヶ月に拡大されました。

平成 20 年(2008 年)1 月に改正法が施行され、生命等に対する脅迫を受けた場合も対象に加え、面会の要求、夜間の電話、被害者の親族等への接近等を禁止するなど、保護命令制度が拡充されました。

(*7) ストーカー規制法 P.5

平成 12 年(2000 年)5 月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」が成立しました。

特定の人物に対して「つきまとい・面会の要求・無言電話」等、反復して行うことも「ストーカー行為」として、規制の対象となっています。

(*8) DV (ドメスティック・バイオレンス) P.6

家庭内の暴力。配偶者や恋人など親密な関係である(あった)者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力などに分けられています。

(*9) 児童の権利条約 P.6

子どもの人権や自由を尊重し、子どもの保護と援助を進める目的とした条約。

(*10) 児童虐待防止法 P.6

平成 12 年(2000 年)5 月に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」成立した法律です。「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定め「児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにならぬ」と定められ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めること

により、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする」とした法律で、平成 16 年(2004 年)4 月に改正法が成立しました。改正法では、予防や早期発見とともに児童の自立支援等も盛り込み、虐待を受けたと「思われる」場合にまで通告義務範囲が拡大されました。

(*1 1) 子どもの貧困対策法 P.6

平成 25 年(2013 年)6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)」(子どもの貧困対策法)が成立しました。

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。」とした法律で、基本理念及び必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

(*1 2) いじめ防止対策推進法 P.6

平成 25 年(2013 年)6 月に「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)」が成立しました。

「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」とした法律で、基本理念及び必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

(*1 3) SNS P.7

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

(*14) 障害者差別解消法 P.9

平成25年（2013年）6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」（障害者差別解消法）が成立しました。

「障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」とした法律で、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定められています。

(*15) HIV P.12

HIVは、ヒト免疫不全ウイルスのことであり、HIVへの感染によっておこる病気をエイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）といいます。

一般的にウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染がHIVの感染経路とされています。免疫機能が低下し、免疫不全をおこす病気ですが、感染力は非常に弱く、HIVについての正しい知識をもつことや、差別・偏見をなくすことが重要です。

(*16) ハンセン病 P.12

ハンセン病は“らい菌”によって起こる病気です。

感染力は極めて弱く、医学の進歩により、現代では外来治療において、化学療法を中心とした治療を行えば確実に治癒する病気となっています。

かつてのあやまった隔離政策等によって、今も大きな人権課題になっています。

(*17) 性的マイノリティ（LGBT） P.12

性的少数者。同性愛や両性愛など性的指向において少数派である人びとや性別に違和感を覚える人びと、性同一性障害などの人びとのことをいい、一人ひとりの人格を認め合い理解をすることが求められています。

代表的な、レズビアン（lesbian、女性同性愛者）、ゲイ（gay、男性同性愛者）、バイセクシュアル（bisexual、両性愛者）、トランスジェンダー

(transgender、生まれたときに割り当てられた性に苦痛や違和感を覚える、又はその性にとらわれない性のあり方を持つ人) の頭文字をとって、LGBT と総称されることもあります。

性同一性障害については、平成 16 年(2004 年)7 月より、「性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす性同一性障がい者が家庭裁判所の審判で許可を得れば性別の変更が認められるようになりました。

(*18) プロバイダー責任法 P.13

インターネット上の情報の流通による、名誉毀損やプライバシー侵害などの権利侵害に対処するため平成 13 年(2001 年)11 月に制定されました。「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」で、「プロバイダーの損害賠償責任」を情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知った時に限定して認めることで、最近のインターネットその他の高度情報通信ネットワークの情報表現の自由に配慮しています。他方では、自己の権利を侵害されているとする者が発信者情報の開示を請求することができる権利についても定めたものです。

(*19) 生活困窮者自立支援法 P.14

平成 25 年(2013 年)12 月に「生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)」が成立しました。

「生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。」とした法律で、必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

(*20) NPO P.17

Non Profit Organization(非営利組織)の略で、企業などの営利団体とは異なり、自発的に公益的な活動を行う民間の組織、団体。その活動は、医療、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐にわたります。

法人格を持つ組織(特定非営利活動法人など)と、法人格を持たない組織(ボランティアグループなどの任意団体)があります。

(*21) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 P.20

昭和 40 年(1965 年)12 月に国連総会において採択された条約。

この条約は、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに

撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を当事国に求めていきます。

(*22) 人権教育のための国連10年行動計画 P.20

国連は、平成7年(1995年)～平成16年(2004年)までの10年を「人権教育の国連10年」と決議しました。人権教育は世界人権宣言の目的を強化・促進し、人権という普遍的文化をあらゆる場所で築いていこうとするものです。わが国においては、平成7年(1995年)12月に内閣にこのための推進本部を設置し、平成9年(1997年)7月には国内行動計画がとりまとめられました。

この行動計画では、「学校教育、社会教育、企業その他一般社会など、あらゆる場で人権教育を推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題などの人権問題を重要課題としてとらえ、法の下の平等と個人の尊重という普遍的な視点から取り組む」としています。

(*23) 個人情報の保護に関する法律 P.20

「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」は、平成15年5月に成立し、公布され、平成17年4月に全面施行されました。

この法律は、だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、民間事業者の皆様が、個人情報を取り扱う上でのルールを定めたものです。

(*24) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 P.20

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」は、平成20年6月に成立し、公布され、平成21年4月に施行されました。

この法律は、ハンセン病の患者であった者等の「福祉の増進、名誉の回復等、現在も存在する問題の解決の促進」に関し、基本理念及び必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

(☆1) 部落差別解消推進法 P.11

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が成立し施行されました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在することを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消に関する基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、地方公共団体はこ

れら施策の推進に努めることとしています。

(☆2) ヘイトスピーチ解消法 P.14

平成 28 年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) が成立し施行されました。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、地方公共団体はこれら施策の推進に努めることとしています。